

## 平成25年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成25年3月7日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成25年3月7日（午前9時00分）

出席議員	1番 岡村 広彦	2番 舟瀬 勝	3番 登 喜三雄
	4番 濱岡 裕之	5番 牧 幸作	6番 木本タエ子
	7番 八木 淳	8番 芝山 延男	9番 中森 慰
	10番 福井 秀治	11番 中井 利正	12番 中村 忠彦

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	副 町 長	縄手 一郎
総 務 課 長	八木 一夫	総務課防災担当課長	中川美知彦
政策調整室長	西岡 一義	税務住民課長	山下 弘文
福祉保健課長	坂本 裕	生活環境課長	長谷川晃一
産業振興課長	山下 和行	建 設 課 長	北村 晴紀
会計管理者兼出納室長	岡村 哲也	教育委員会教育長	藤田 心作
教育委員会事務局長	中西 力		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西村 肇	書 記	山下 喜市
書 記	奥田 浩一	書 記	阪口 昇吾

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案の上程（議案第1号～議案第28号）
- 日程第5 提案理由の説明（議案第1号～議案第28号）
- 日程第6 質疑（議案第1号～議案第28号）
- 日程第7 常任委員会付託（議案第1号～議案第26号）
- 日程第8 採決（議案第27号、議案第28号）

### 上程議案

議案第1号	平成25年度	度会町一般会計予算
議案第2号	平成25年度	度会町国民健康保険特別会計予算
議案第3号	平成25年度	度会町簡易水道事業特別会計予算
議案第4号	平成25年度	度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第5号	平成25年度	度会町介護保険特別会計予算
議案第6号	平成25年度	度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算
議案第7号	平成25年度	度会町後期高齢者医療特別会計予算
議案第8号	平成24年度	度会町一般会計補正予算（第5号）
議案第9号	平成24年度	度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第10号	平成24年度	度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第11号	平成24年度	度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第12号	度会町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第13号	度会町暴力団排除条例の一部を改正する条例について	
議案第14号	宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第15号	度会町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第16号	度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第17号	度会町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例について	
議案第18号	度会町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例について	
議案第19号	度会町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について	
議案第20号	度会町営住宅等の整備基準を定める条例について	
議案第21号	度会町水道法施行条例について	
議案第22号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	
議案第23号	三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議について	
議案第24号	わたらい老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及びわたらい老人福祉施設組合の規約の変更に関する協議について	
議案第25号	度会広域連合の共同処理する事務の変更及び度会広域連合規約の変更に関する協議について	
議案第26号	宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の指定管理者の指定につき同意を求めることについて	
議案第27号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
議案第28号	度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
報告第1号	専決処分の報告について	

## ◎開会の宣告

(9時28分)

○議長(中村 忠彦) ただ今の出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、平成25年第1回度会町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

## ◎会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、議長において指名いたします。

5番 牧 幸作 議員

6番 木本タエ子 議員

## ◎会期の決定

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今期、定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日から3月15日までの9日間に決定いたしました。

なお、今期定例会の日程は、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

## ◎諸般の報告

日程第3 諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年11月分、12月分、及び平成25年1月分の出納検査の結果報告が提出されておりますので、細部については、事務局において御高覧いただきたいと思います。

次に、今期定例会の議事説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表にして、お手元に配付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

## ◎議案の上程(議案第1号～議案第28号)

日程第4 本日、町長より提出されました議案第1号から議案28号までを、お手元に配付いたしました議案一覧表により一括上程し、議題といたします。

## ◎提案理由の説明

日程第5 それでは、提案者町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 順一） 皆さん、おはようございます。

平成25年第1回の定例町議会を召集いたしましたところ、公私何かと御多忙のところ、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、町政に対する所感の私の一端を申し述べますとともに、平成25年度の当初予算編成の基本方針、並びに御提案いたしております諸議案の概要について御説明を申し上げます。

平成25年度は、町長として2期目後半の町政運営を行っていく非常に重要な年であると自覚をしております。

第6次度会町総合計画に掲げます「ふるさとを生かし、清流と緑と笑顔がかがやく度会町」を目指す将来像として、この将来像を着実に具現化するよう、うさぎの気概と亀の心境で、自立継続できる住みよいまちづくりを、そしてまた度会町の行政改革プランに基づく身の丈相応のまちづくりを一步一步と前進していく決意でありますので、これは変わりございません。議会議員の皆様方をはじめ町民の皆さん方の一層の御理解と御協力をお願いをまたしたいと思います。

まず、国政におきましては、今年の師走の慌ただしい中、大小12政党が乱立をしまして衆議院の総選挙が執行され、日本の再生を目指して新政権がスタートをいたしました。

政府は平成24年度の補正予算と平成25年度の予算を一体的なものとして「15カ月予算」というのを編成して財政の健全化目標を見据えて、三つの点、1としては復興と防災の対策、2番目に成長による富の創出、そして3番目は暮らしの安全と地域の活性化という、この予算の重点化の目標を掲げております。

一つ目の「復興・防災対策」におきましては、東日本大震災の復興の加速や命と暮らしを守るインフラ構築などの事前防災・減災対策を盛り込み、二つ目の重点の「成長による富の創出」では、民間投資の喚起、中小企業・小規模事業者支援、また三つ目の「暮らしの安全・地域活性化」におきましては、医療・子育て・教育体制の推進や生活空間の安全確保という、地域の特色を生かした地域の活性化に取り組むとしております。

この平成24年度の補正予算につきましては、13兆1,000億円の規模で去る2月26日に成立をし、日本経済の再生に向けた各施策が講じられてくるものと考えます。

さて、度会町の行政課題としましては、少子高齢化がますます進んでいることに対しての福祉医療政策や地震や風水害に備える防災対策の推進、地場産業としての農林業の振興、また住民の生活基盤の整備・拡充など多くの課題を抱えております。

このような中、平成25年度には、町の活性化の視点から、風力発電・太陽光発電などの新エネルギーの推進や地域間交流・特産物の直売・地域資源歴史散策めぐりの拠点として、今年度で再整備事業の一区切りを迎えました宮リバー度会パークとの相乗効果をねらい、町のPRの核となります「道の駅わたらい」構想の実現へ向かっての取り組み、学校給食業務の民間委託の検討、中学生までを対象とする福祉医療費無料化の拡大、また公衆トイレの設置、農業機械導入への補助、町道などの生活関連施設の整備や簡易水道の統合による継続事業である上水道の移行をはじめ、インフラ整備などに積極的に取り組んでまいりたいと思います。また、1月からは「わかりやすい政治」というのをモットーに、第3回の町長と語ろう「ふれあいトーク」を開催をいたしておりまして、今後11月までを目途にして全地域を回って町民の皆さんの御意見、貴重な御意見や御要望を伺い、今後のまちづくりに反映させていただきたいと思います。

また、非常に限られた財源の中にあリましては、このたび、第4次度会町行政改革として取りまとめました平成25年度から平成27年までの3カ年の「度会町行政改革プラン」に定める「効率・自律・協働」を柱に住民と行政が支え合う協働のまちづくりを指針として、私のいつも言っている創意と工夫によるまちづくりを推進し、この式年遷宮を迎える神宮とのつながりを重視して、伊勢志摩南勢地域の活性化のために、度会町としては、「倭姫伝説の町」「人々の出会いの町」というのをPRしながら、今後まちづくりに、展開をしていきたいと思っています。

なお、今期の定例会におきましては、28議案を上程いたしておりますが、平成25年度の一般会計予算は、歳入歳出総額を32億1,168万円とし、対前年度当初比3.5%、1億1,519万8,000円の減といたしております。

また、国民健康保険の会計をはじめとする特別会計6件は、それぞれの事業目的及び事業の内容に照らした予算編成を行っております。

24年度の補正予算の4件は、それぞれの事業の精算の見込みによる補正措置を施したものでございます。

条例につきましては、宮リバー度会パーク遊水プール鏡の指定管理制度の導入に向けての改正、15歳までの医療費無料化拡大を行うための関連条例の改正、町道や河川、住宅などについての地域主権一括法に基づく条例整備など10件、またその他の議案では、町道川南線の円滑な事業運営に向け辺地計画を定めることや、新規加入や新事業の追加に伴う各種機関からの協議など5件、また人権擁護委員及び教育委員会の委員に係る人事案件の2件を提案をさせていただいております。

それでは、議案第1号の「平成25年度度会町一般会計予算」について説明をいたします。

25年度の予算規模は、32億1,168万円で、前年度の当初比、3.5%の減とまくなつ

ております。

まず、歳入予算について順を追って御説明をいたします。

1 款の町税は、景気などの影響、近年の実績を勘案して、対前年度2,440万9,000円増の6億8,242万1,000円を計上いたします。

町民税の個人町民税につきましては、政府が地方財政計画において景気回復による税収アップの強い姿勢を盛り込んだということを考慮した上、これまで採用してきた安全性の考え方を見直して、例年の実績により近い額を見込むこととしたことにより、対前年度よりは1,800万円増の3億5,300万1,000円を計上いたし、固定資産税におきましては、同様に対前年度497万9,000円増の2億6,132万円を計上、町のたばこ税につきましては前年度と同額の4,260万円を計上いたしております。

次に、2 款の地方譲与税ですが、地方揮発油譲与税は、本年度の決算見込及び地方財政計画などから、対前年度60万円減の1,110万円を計上、自動車重量譲与税につきましては、国内自動車販売の動向を反映した地方財政計画などから、対前年度230万円減の2,480万円を計上いたしております。

3 款の利子割交付金につきましては、実績等を勘案し、対前年度20万円増の250万円を見込んでおります。

次に、4 款の配当割交付金及び5 款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、昨今の社会経済情勢から減額を見込みまして、それぞれ200万円、30万円を計上いたしております。

6 款の地方消費税交付金につきましては、地方財政計画の指標等を勘案し、対前年度よりは100万円増しの6,200万円を、7 款の自動車取得税の交付金につきましても、対前年度160万円増しの1,360万円を計上いたしております。

8 款の地方特例交付金につきましては、個人住民税における、いわゆる住宅ローンの控除に伴う地方税の減収額を補填するために交付されるものが残り、児童手当及び子ども手当の支給に伴うもの及びマイカー減税に伴うものが廃止されたということを受け、対前年度802万5,000減の280万円を見込んでいます。

次に、度会町の歳入の根幹を成します9 款の地方交付税につきましては、地方財政計画が、対前年度2.2%減といたしておりますので見込み額として、普通交付税を対前年度3,755万8,000円減の14億622万7,000円と特別交付税は当初1,000円というのを計上いたしております。ここで、平成25年度の地方財政対策のポイントに少し触れますと、国のほうは対策を通常収支と東日本大震災分におきましては中期財政フレームのいわゆる「一般財源総額」ルール、「一般財源総額については前年度の地域計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」ということを原則としており、景気対策による地方税収の緩やかな回復に対する地方交付税を減額し、一般財源総額は59兆8,000億円を確保するとともに、地

方公務員の給与を国家公務員と同様に9,000億円削減して、その額を防災・減災事業のほうへ地域活性化の対応とともに充当するとしております。また、国のほうは、東日本大震災分におきましては、復旧と復興事業の特別交付税として6,000億円を確保するとしております。

町の予算に戻りますけれども、11款の分担金及び負担金では、保育所の保護者の負担金及び児童クラブの利用者の負担金など対前年度の67万8,000円増の5,354万9,000円を見込んでおります。

12款の使用料及び手数料は、町道道路占用料及び遊水プール鏡、並びに町営住宅の使用料で1,852万円、窓口の諸証明手数料及び美化センターごみ処理手数料などが449万1,000円を見込んでおります。

13款の国庫支出金につきましては、民生費の介護給付費の負担金や児童手当の負担金、道路整備を行う社会資本整備総合交付金など、合計1億8,366万4,000円を見込んでおりますが、児童遠距離通学の援助費の年度終了などから、対前年度に比べまして2,712万4,000円の減額となっております。

次に、14款の県支出金につきましては、対前年度588万3,000円増の1億7,807万9,000円を計上いたしております。

自主運行バス運行費の補助金が対前年度に比べ2分の1となる一方で、子供の医療費の補助が拡充で継続されるほか、緊急地域の雇用交付金などが主たる内容になっております。

17款の繰入金につきましては、対前年度4,430万円増の3億95万2,000円の計上をいたしております。財政調整基金からは昨年度に引き続き、町の重要施策として取り組んでまいります、簡易水道統合整備事業のために1億1,395万円を繰入をするほか、一般会計予算の所要額として1億5,700万円の繰入措置をいたすところです。簡易水道の統合は東部簡易水道エリアの事業を予定しております。地味な、非常に地味な仕事ではございます。事業でございしますが、短期の集中的に行う施策でありますので、よろしく御理解のほどをお願いしたいと思います。また交通安全の対策事業基金からは400万円を繰入して地域からの要望にお応えをしております。教育施設の整備基金からは1,500万円の繰入、これは中川第2グラウンドのトイレ整備工事の財源として、活用をいたすものでございます。

次に、18款の繰越金につきましては、24年度の繰越金の3,000万円を計上し、19款の諸収入には、緑清苑の建設償還収入や介護の広域連合派遣職員の人件費の雑入など6,423万7,000円を計上しております。

次に、20款の町債につきましては、対前年度1億1,310万円減の1億6,500万円の計上でございますが、主な要因としましては、農林水産事業債、ふるさと農道に基づく9,410万円の減額及び国の地方財政計画に基づく、臨時財政対策債の1,700万円

の減額でございます。

なお、町債の内容につきましては、予算書の末尾の98ページに添付の調書にまとめありますので、そのとおり辺地対策債につきましては、町道川南線の改良に係る600万円、農林水産業債にはふるさと農道整備事業の終了に伴い残る鮎川大橋の耐震の事業に係る町費の負担額充当分として300万円、また臨時財政の対策債には1億5,300万円の措置を計上いたしておるところでございます。

以上が、本年度の歳入の概要の説明とさせていただきます。

なお、地方債の目的その限度額及び方法などにつきましては、本予算書の9ページの第3表の地方債の方で掲載をしておりますので御高覧下さい。

それでは、続きまして、歳出の概要について、それぞれの目的順に御説明を申し上げます。

まずはじめに、一般会計の各科目に計上いたしております職員の給与費の所要の総額が91名5億5,984万5,000円で、対前年度比690万1,000円の増といたしております。なお、職員の給与費等明細書を本予算書の末尾に掲げておりますので、御高覧を賜りたいと存じます。

まず、1款の議会費、議会費につきましては対前年度の1万2,000円増の7,427万4,000円を計上し、議会の運営活動に係る関係経費といたしております。

2款の総務費の予算計上額は、対前年度3,714万5,000円増の4億8,337万2,000円で、その予算の構成比としては15%となっております。このうち一般管理費におきましては、対前年度1,796万6,000円を増額し、2億25万8,000円をもって特別職、総務課及び出納室に係る経費を計上いたしておりますが、この主な増額としての要因は、老朽化しました人事給与システムの更新に696万円、職員用のパソコンの計画的な更新として480万円を計上したことによるもので、財源には度会広域連合の派遣職員の人件費の負担924万6,000円のほか、一般財源をもって措置をいたしております。

また、2目の文書広報費では、予算額949万8,000円により広報わたらいの発行や町例規のデータベースの更新を行ってまいります。

4目の財産管理費では、役場庁舎や公用車の維持管理経費などを計上するとともに、旧小川郷小学校の屋外トイレの整備を行うべき対前年度1,478万4,000円を増とし、6,307万9,000円を計上をいたしております。

5目の企画費におきましては、各種行政システムの保守管理料や行政チャンネル利用料のほか、まちづくり推進費として町のPRの核として、また、活性化の視点から道の駅わたらいの基本構想の策定支援業務委託料を388万5,000円、男女共同参画社会の実現に向けた計画策定委託料を300万円、合わせて4,391万6,000円を計上いたしております。道の駅につきましては、まず今年度に基本構想を固め、次に計



画をし、そして実施へと段階的に慎重に足元をしっかりと地につけて進めてまいりたいと考えております。

6目の地方バス路線維持対策費には、自主運行バスとして位置づける役場から田口・注連指及び田間行きの、並びに1日2便の南中村行きの地方バス路線の運行委託料、三交への2,483万1,000円のほか、川口から大野木経由の役場までを結ぶ町営バスの運行経費を含め、対前年度より5,000円増の2,744万5,000円を計上し、県の補助金の149万4,000円を充当いたしております。なお、自主運行バスの中川線、これは従来どおり、そして、度会町営バスは地域公共交通会議におきまして、平成25年・26年の2年間はこの巡回バスとして、現行ダイヤどおり継続をすることを決定をいただいております。

9目の諸費につきましては、区の事務費の補助金、地区集会所の改築補助金で1,133万2,000円を計上いたしております。

次に、2項の徴税費の2目賦課徴収費では、町税の課税徴収事務に係る各種電算委託料等が4,062万9,000円を計上し、県民税の徴収取扱交付金を1,210万円を充当をしております。

3項の戸籍住民基本台帳費には、戸籍・住基ネットワークシステムの保守料など対前年度の1,147万6,000円の減の2,476万2,000円を計上しております。減額の要因としましては、戸籍システムの改修作業の終了によるものでございます。

4項の選挙費では、7月に予定をされております参議院議員選挙に係る経費の611万5,000円を委託金の520万円を充当し計上いたしました。住民の協働として、住民の皆さんに簡単な選挙事務への参画を促すべく予算措置もいたしております。

続きまして、3款の民生費は、対前年度1,628万8,000円減の9億6,868万7,000円で、その構成比が30.2%を占めております。

1目の社会福祉総務費におきましては、職員の人件費、障がい者医療費等の福祉医療費補助金の2,801万6,000円、社会福祉協議会への補助金2,007万9,000円、国民健康保険特別会計繰出金4,861万7,000円など、対前年度684万9,000円の減の1億2,916万1,000円を計上いたし、福祉医療費県補助金の2,892万7,000円を充当をいたしております。

2目の障害福祉費には、生活介護事業費3,840万6,000円、身体及び知的障がい者の施設入所支援費など8,856万円を計上し、障害福祉費の県の負担金6,388万2,000円を充当、3目の老人福祉費におきましては、郡老人福祉施設組合の負担金2,618万9,000円をはじめ、老人ホームの入所措置等の扶助費425万1,000円、後期高齢者医療特別会計への繰出金が1億1,407万4,000円、介護保険特別会計繰出金1億3,003万9,000円など、対前年度の1,105万2,000円増の2億7,870万円を計上し、老人福祉の県負担金1,557万7,000円や緑清苑の建設償還の収入2,540万2,000円などを

充当いたしておりますが、超高齢化社会に進む中、特別会計への繰出金というのは非常に増加の一途にあります。

2項の児童福祉費の2目、児童福祉費におきましては児童手当の給付費などに加えて、平成25年度からは、これまで小学校6年生までとしておりました福祉医療費の子どもの補助金を中学3年生まで拡大し、子育て世代の応援策とするべく2,172万円を計上いたしましたほか、合計で1億6,822万3,000円を計上し、国・県児童措置費の補助金1億3,196万8,000円を充当して取り組んでまいりたいと思います。

4目の児童福祉施設費では、町内3園の保育所の運営費として59万6,000円減の2億4,674万3,000円を計上し、保護者の負担金5,341万7,000円を充当いたし、5目の地域子育て支援センターの運営費では、センター運営経費1,388万5,000円を次世代の育成補助金370万円などと一般財源で1,015万2,000円をもって計上をいたしております。

6目の放課後児童クラブの運営費では、放課後児童クラブの運営費所要額として、1,719万3,000円を県の補助金の136万6,000円、利用者の負担金の161万6,000円、また一般財源を1,421万1,000円をもって計上をいたしております。

続きまして、4款の衛生費は、対前年度4,923万3,000円減の3億8,084万1,000円を計上いたしております。

そのうちの1目、保健衛生総務費では、簡易水道統合の事業の推進のため、簡易水道事業特別会計への繰出金を1億2,259万8,000円を計上いたし、対前年度4,936万6,000円減の1億5,362万7,000円を計上いたしております。国の方針に対応して、度会町の水道ビジョンに基づきまして住民のライフラインとして、生活に直結する重要な事業を集中して実施する3年目に当たりまして、主に現在の東部の簡水エリアの事業に対しまして、財政調整基金繰入金を1億1,395万円をもって措置するものとしております。

次に、2目の予防費におきましては、インフルエンザや日本脳炎、子宮頸がんなどの予防接種委託料2,254万7,000円など2,486万円を、平成25年度からの県の補助金が廃止されたことに伴いまして、一般財源をもって計上し、3目の保健衛生普及費では、保健師の人件費等といたしまして、1,174万1,000円を計上、4目の環境衛生費におきましては、不法投棄環境対策経費、合併処理浄化槽設置補助金、伊勢広域環境組合負担金などをあわせて、1億2,198万8,000円を国県の補助金1,731万4,000円を充当して計上、5目の母子保健衛生事業費では、総合計画の子供を産み育てやすいまちづくりの一環として、乳幼児の健康管理、並びに妊婦の健康管理に953万1,000円を計上し、6目の健康増進対策費にありましては、がん検診や生活習慣病の対策に1,125万4,000円を計上し、保健衛生費全体におきましては、3億1,182万1,000円の一般財源を充当をいたしております。

次に、2項の清掃費、1目、塵芥処理費では、美化センターを中心としたごみ収集処理対策費用として、対前年度9万7,000円増の4,782万5,000円を計上いたしております。

次に、5款の農林水産業費でございますが、1億3,362万円を計上、構成比としては4.2%、県営ふるさと農道整備事業の完了に伴いまして、対前年度9,613万円の減となっております。

このうち1項の農業費におきましては、7,042万2,000円を計上いたしております。その主なものといたしまして、3目の農業振興費におきまして、町内の農地を守り、農業者の意欲を高め、耕作放棄地を増加させないため、認定農業者に対しての農業機械購入費用の一部補助500万円を計上したほか、茶業振興のための各種施策、農業共済事務組合負担金などの農業振興対策経費対前年度508万4,000円減の2,095万9,000円を一般財源として計上をいたしております。

4目の農地費におきましては、農道台帳のデジタル化の整備や町が管理する幹線農道の維持管理の経費、鮎川大橋耐震事業の県営事業負担金、各区で行っていただく農業施設の整備補助金など2,449万4,000円を計上し、公共事業債300万円を財源充当をいたしております。

次に、2項の林業費におきましては、対前年度652万円の増の6,304万8,000円を計上いたしております。

2目の林業振興費におきましては、受光伐、間伐等を実施する森林環境創造事業費、有害鳥獣の駆除や被害防止対策など対前年度751万6,000円増の2,857万6,000円を計上し、美しい森林づくり補助金等869万6,000円を充当し、今後、林業の振興に努めてまいります。

3目の林道事業費では、対前年度273万3,000円減の2,477万3,000円を一般財源をもって計上し、林道の新藤越線の舗装、林道麻加江小萩線並びに林道川上線の維持補修費等、林道の維持管理や県営林道鶴ヶ坂線の開設事業推進に努めてまいりたいと思います。

続きまして、6款の商工費におきましては、対前年度859万8,000円増の5,035万2,000円を計上し、2目の商工業振興費におきましては、商工会の活動補助金、春まつり実行委員会補助金に加えまして、県の南部地域活性化基金の活用事業としまして、玉城町と南伊勢町とともに取り組む「サニー道路を活用した誘客促進事業」また、度会町の魅力発信のための「いらっ茶いわたらい」での特産品の販売事業、FMラジオや三重TVを通じました情報の発信事業など、所要見込み額として4,619万9,000円を計上、緊急地域雇用特別交付金などに2,897万円を充当いたしております。

続きまして、7款土木費が対前年度3,527万3,000円増の2億8,752万4,000円を計

上し、構成比が8.9%となっております。

まず、1目の土木総務費には、地籍調査事業費用などの3,556万5,000円を計上し、地籍調査県補助金39万5,000円を充当いたしております。

2項の道路橋梁費、1目の道路維持費には、町道の維持管理費用として、対前年度1,410万4,000円増の3,740万円を計上し、今後、適切な町道の管理に努めてまいります。

2目の町道新設改良費には、対前年度2,637万2,000円増の1億4,620万円を計上し、川南線、牧戸12号線、大野木24号線、大久保2号線などの道路改良及び側溝改良事業費の計上や橋梁長寿命化修繕計画に基づく、橋梁の修繕などの所要額を見込みまして、社会資本整備総合交付金を2,100万円及び辺地対策事業債を600万円を充当をいたしております。

3項の河川費におきましては、町管理河川、野神川他の維持補修工事を行うべく、所要経費の1,323万円を計上し、地域の要望にお応えをしております。

4項の施設管理費におきましては、宮リバー度会パークと日の出の森の維持管理経費等として1,239万2,000円を計上、2目の山村広場施設管理費、3目のバザールわたらい施設業務管理費では、山村広場栗山とバザールの維持管理経費をそれぞれ計上し、4目の遊水プール鏡運営費では2,513万3,000円を計上し、プール使用料等1,319万8,000円及び一般財源の1,193万5,000円をもって措置したものでございます。遊水プールの管理につきましては、これまでプールの開設期間中の管理業務を業者委託をする方式をとってまいりましたが、今年度からは指定管理者制度を導入して、通年の維持管理を委託し、全体の業務の効率化を図ろうといたしております。関連議案を別途上程をいたしておりますので、よろしく御審議のほどお願いをいたしたいと思っております。

5項、住宅管理費では、城山団地・清風団地の維持管理経費など183万8,000円を計上、地域住宅交付金で183万8,000円を充当いたしております。

次に、8款、消防費におきまして、対前年度の2,942万2,000円減の1億8,599万3,000円を計上、その構成比は5.8%となっております。

1目の非常備消防費には、消防団員155名の報酬及び活動費の所要額と退職団員の退職報償金などで、1,840万6,000円を計上いたしております。

2目の消防施設費におきましては、対前年度3,263万6,000円減の1億4,050万1,000円を計上いたしました。各地区配備の小型動力ポンプの更新費を630万円、広域消防負担金で1億3,223万1,000円というのが主なものでございます。度会出張所消防車の水槽付車両への更新が終わりましたことが、この減額の主たる原因でございます。

3目の防災費におきましては、対前年度269万9,000円増の2,582万6,000円を計上

いたしております。その主な内容は非常災害時に対応する人件費をはじめ、度会町地域防災計画の改定を行うための費用、防災用備蓄品の充実には472万8,000円、防災支援助成金の300万円を充当して計上したほか、町防災行政無線の保守点検、土砂や雨量の情報システムに委託を行うとしております。また、平成24年度に実施しました防災行政無線の電波の調査結果に基づきまして、計画的に無線子局の外部スピーカーの追加工事を行うべく工事請負費を750万円を計上しております。そのほか、木造住宅耐震補強リフォーム助成及び自助・共助の部分を担当していただくところの自主防災組織の取組に対する支援などを計上し、今後、防災対策の充実に努めてまいりたいと思っております。

また、防災関連の施策としましては、町民の皆さんに登録をいただきました度会町災害ボランティアの充実を図ること、平成23年度から取り組んでおります災害時の要援護者支援の体制を一層、充実させていくことなどに取り組んでまいりますとともに、広域的には津波の被害に遭わないまちとしての役割について引き続き県下での広域的な協議に加わってまいりたいと思っております。

続きまして、9款の教育費におきましては、対前年度1,044万7,000円増の3億5,496万8,000円を計上、構成比が11%を占めております。

2目の事務局費におきましては、度会郡指導主事共同設置負担金など4,114万6,000円を計上しております。

2項の小学校費におきましては、通学児童輸送業務委託料4,375万円、遊具等の改修工事費370万円など、対前年度263万1,000円増の1億665万4,000円を計上し、遠距離通学国庫補助金がこの平成24年度をもって終了しましたことから一般財源をもって措置をいたしております。

3項の中学校費では、通学生徒輸送業務委託料3,500万円、パソコンシステム借上料915万8,000円、旧小学校のエアコンを再利用した技術棟へのエアコンの設置を含む校舎の補修工事費として740万円など、対前年度55万円増の1億271万1,000円を計上をいたしております。

また、小学校費と中学校費に本年度より新たに学校給食費の補助金をそれぞれ計上いたしておりますのは、食材の高騰によって6年ぶりに現行の給食費を値上げせざるを得ませんことから、保護者の負担軽減を図るために値上げ額の2分の1を町で補助をし、子育て世代への支援策といたすものでございます。

4項の社会教育費におきましては、文化祭、成人式、高齢者学級、各種の公民館講座などの所要額として、対前年度314万2,000円減の2,648万円を計上し、5項、保健体育費につきましては、総合型スポーツクラブへの助成を含め、1目の保健体育総務費に601万5,000円を、2目の体育施設費には中川の第2グラウンドの老朽化したトイレの改築費を含め、対前年1,489万円増の2,014万円を計上し、教育施設整

備基金を1,500万円を充当いたしております。3目の学校給食の施設費では、正職員の3名と臨時職5名でもって給食センターの運営を行うべき対前年度の448万円減の5,114万7,000円を計上いたしました。

なお、給食センターの運営につきましては、町全体の職員の定員管理を考慮した上、平成26年の4月から外部委託の開始について検討をしていきたいと考えております。

11款の公債費につきましては、対前年度1,561万5,000円減の2億7,591万8,000円を計上し、予算における構成比は8.6%となっております。

なお、地方債現在高の見込みの調書は、本予算書の末尾に掲載をしておりますので、御高覧を賜りたいと存じます。

起債予定の地方債につきましては、9ページの第3表にお示ししたとおりでございます。

また、予算書8ページの第2表債務負担行為につきましては、宮リバー度会パークの遊水プール鏡の指定管理者業務委託についての事項を記載し、期間を平成25年から27年度まで3年間の限度額を4,650万円としておりますので、御承認をいただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の所感の一端と平成25年度の当初予算編成の基本方針並びに議案第1号の平成25年度の予算の概要の説明とさせていただきます。

それでは、引き続きまして、議案の第2号からは、副町長のほうから説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中村 忠彦） 暫時、休憩をいたします。

(10時17分休憩)

(10時24分再開)

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、縄手副町長より提案理由の説明を求めます。

縄手副町長。

○副町長（縄手 一郎） それでは、町長にかわりまして、議案第2号から順次御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第2号、平成25年度度会町国民健康保険特別会計予算について、御説明を申し上げます。

国民健康保険事業を取り巻く環境は、長引く経済の低迷、就業構造の変化に伴い、非正規雇用や離職者また年金生活者など、担税力の低い被保険者の増加により、保険税の増収が見込めない状況と、加えて、医療費の高騰や後期高齢者医療制度とが相まって、ますます厳しい財政運営が強いられている現状でございます。

このように、国保を取り巻く環境が深刻さを増している状況は、度会町の国保に

においても同様でございます。年々進行する高齢化、医療技術の高度化に伴う医療費の増高により、国保会計の運営は、厳しい状況におかれておりますことから、平成23年度には、約8%の国保税の税率アップを御承認いただき運営をしてまいったところでございます。

本年度の国保会計の予算編成に当たりましては、過去数年の医療費の動向、受診率の推移などを勘案いたしまして、予算規模を対前年度とほぼ同規模の8億6,866万9,000円と定めておるところでございます。

歳入につきましては、国保税において人口減少に連動した被保険者の減少を見込み、対前年度557万5,000円減の2億763万4,000円を計上いたしますとともに、保険給付費等の国庫支出金、療養給付費等交付金及び県支出金に係る、それぞれの負担割合により、収入見込み額を計上いたしております。

また、一般会計からは、関係職員にかかる人件費をはじめ、交付税措置に伴う財源支援策など合わせて、4,861万7,000円の繰入を、給付費支払準備基金からは、1,500万円を繰入措置をいたしております。

歳出につきましては、予算の約3分の2を占めております保険給付費につきまして、対前年度当初比1.5%減の5億4,809万1,000円を見込み予算の編成をいたした次第でございます。

続きまして、議案第3号、平成25年度度会町簡易水道事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億7,426万4,000円、対前年度3億4,335万6,000円の大幅な減といたしております。

先ほどの町長の提案説明にもございましたんですが、住民生活に直結するインフラ整備として取り組んでおります、簡易水道統合整備事業の計画箇所の一部の調整が減額の要因でございます。本年度は、東部簡易水道のエリアを中心に、工事を行うことといたしております。主な内容につきましては、東部の棚橋取水井戸の新設と配水池に向けた送水管の布設などを行い、西部におきましては、残っております注連指取水施設の改良を実施し、測量設計委託を含めまして、3億3,555万円を計上いたしております。

統合整備事業のほか、1款、総務費に南勢水道受水費1,422万円、2款、簡易水道事業費、1目、簡易水道維持費に日常の維持修繕料1,400万円を、2目の簡易水道新設改良費に大野木及び柳地内ほかにおける配水管の新設改良費4,375万円を計上いたしております。

歳入の財源につきましては、受益者負担として水道使用料1億3,551万6,000円を見込み、国庫補助金6,100万円、簡易水道事業債1億760万円のほか、簡易水道事業基金繰入金4,300万円を計上、一般会計からは人件費も含めまして1億2,259万

8,000円を繰入し、予算措置をいたした次第でございます。

続きまして、議案第4号、平成25年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ55万8,000円で、その内容につきましては、住宅貸付金の原資となりました町債の元利償還金を計上いたしております。したがって、歳出は、当該貸付金の償還事務に係る事務費と町債の元利償還金でございます。歳入につきましては、元利償還金に充てるため、償還収入と一般会計繰入金及び前年度繰越金をもって、措置をいたしております。

続きまして、議案第5号、平成25年度度会町介護保険特別会計予算について、御説明を申し上げます。

本予算は、予算総額を対前年度当初比2.7%増の7億7,614万5,000円と定めるものでございます。平成24年度から始まりました第5期度会町介護保険事業計画に基づく、保険給付費見込額を厚生労働省基準に基づき算定するとともに、各種介護サービス事業、介護予防事業及び包括的支援事業に要する経費を計上いたしております。

まず、歳入におきましては、第1号被保険者介護保険料を対前年度比5%、676万5,000円増の1億4,287万円を計上したほか、国庫支出金1億8,374万9,000円、また2号被保険者保険料として、支払基金交付金2億914万6,000円、県支出金1億702万3,000円、一般会計繰入金1億3,003万9,000円、介護給付費準備基金繰入金330万4,000円を計上し、歳出における保険給付費7億1,640万円、地域支援事業費2,742万9,000円及び、総務費に充当しております。

続きまして、議案第6号をお願いします。平成25年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算について、御説明をいたします。

本予算は、平成18年度から、度会郡内4町で共同設置しております指導主事に係るもので、学校の運営に関する指導や教員の研修などを実施する指導主事2名の人件費及び事務費を計上し、その財源といたしましては、構成する4町の負担金を充当し、歳入歳出予算の総額を前年度とほぼ同規模の2,215万5,000円といたしたものでございます。

続きまして、議案第7号、平成25年度度会町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成18年の医療制度改革によりまして、平成20年4月から実施され、都道府県単位に設置された広域連合により、75歳以上の後期高齢者等を被保険者とした医療保険制度でございます。本年度の予算の歳入歳出総額を1億5,713万3,000円、対前年度790万3,000円の増とし、歳入におきましては後期高齢者医療保険料4,305万4,000円、一般会計繰入金1億1,407万4,000円をもって、歳出



における事務費761万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億4,950万5,000円に充当するものでございます。

続きまして、議案第8号、平成24年度度会町一般会計補正予算（第5号）について、御説明いたします。

今回の補正総額は、996万5,000円を減額し、補正後の予算総額を37億9,054万3,000円と定めております。

本予算は、職員共済組合負担金の調整を含む人件費の最終補正を行うとともに、各種事務事業を精査し、これらをもとに「予算事項別明細書」に計上をしておりますとおおり、歳入歳出を調整し、しかるべき措置をいたしたところでございます。

歳入におきましては、9款、地方交付税のうち、特別交付税を確定に伴い1,881万8,000円増額し、補正後の予算額を15億9,173万9,000円といたしたこと、また17款、繰入金のうち、簡易水道統合事業分の財政調整基金繰入金を歳出不用額に対応して1,500万円減額したことが主な内容でございます。歳出の主たるものにつきまして、改めてその財源構成とあわせて御説明を申し上げます。また、各科目に計上いたしております職員の人件費につきましては、詳しい説明を省略させていただきますので、御了承のほどをお願いいたします。

まず、2款、総務費では、297万2,000円を追加計上いたしておりますが、この主な内容は、1目、一般管理費に勸奨退職職員に係る職員退職手当組合特別負担金として460万4,000円を追加し、4目の財産管理費においては役場庁舎の電気・電話料等の不用見込み額を139万円を減額するものでございます。また、6目の地方バス路線維持対策費では、県の補助金削減額75万8,000円を一般財源に振りかえております。また、3項の戸籍住民基本台帳費では、戸籍システムバージョンアップの委託料確定しましたことから271万6,000円を今回減額いたしております。

次に、3款、民生費におきましては、1項社会福祉費に国保特別会計繰出金799万5,000円を追加するほか、2項、児童福祉費では育児休暇職員の人件費等1,463万7,000円を減額し、次に、4款の衛生費では、3,055万1,000円を減額しております。これは簡易水道特別会計への繰出金2,921万1,000円を減額するのが主なもので、その他については、事業費の確定によるものでございます。

5款の農林水産業費では、1項、農業費で国の緊急経済対策を受け防災対策としてため池の一斉点検を行うべく650万円を県補助金600万円を充当して追加し、県営ふるさと農道事業の追加事業に対する町負担金980万円の追加、2項、林業費では鳥獣対策として実施しました侵入防止柵の事業費が確定し、歳入において国庫補助金の増額がありましたことから468万6,000円を一般財源をもって減額し、8款、消防費におきましては、広域消防及び県の衛星系防災無線更新事業の予算確定に伴い度会町負担金減額し、また、町内度会団地において整備予定の防災無線子局工事が

東日本大震災被災地復興の関係により資材不足から次年度施工とせざるを得ない状況にありますことから、合わせて932万1,000円を地域活性化事業債300万円と一般財源632万1,000円をもって減額いたしております。9款の教育費では、国の緊急経済対策、24年度補正として理科教育の強化策が打ち出されたことを受け、小中学校費において理科備品を拡充すべく所要額合わせて183万8,000円を追加し、国庫補助金91万8,000円を充当しております。5項、保健体育費におきましては、グラウンドのナイター照明工事の入札差金を403万円減額したのが主な内容でございます。12款の諸支出金、2項、基金費につきましては、年度末を控え本年度の予算執行状況を勘案の上、臨時積立金として2,901万3,000円を財政調整基金に積み立てるもののほか、基金運用利子分を積み立てるものでございます。

次に、予算書5ページをごらんいただきますように、「第2表 繰越明許費」では、最終年度を迎えた県営ふるさと農道整備事業が繰り越されることを受けまして、度会町負担金3,990万円について、また、国の平成24年度補正予算に向け、緊急経済対策として措置されました震災対策農業水利施設整備事業及び理科教育設備費等整備事業について、年度内の完成が困難でありますことから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、6ページの「第3表 地方債補正」について、ごらんいただきたいと思っております。この地方債補正につきましては、広域消防負担金及び簡易水道整備事業費に変更が生じたことから、それぞれの借入限度額の変更を行うものであり地方自治法第230条第2項の規定に基づき、補正をお願いするものでございます。

引き続きまして、議案第9号、平成24年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,154万3,000円を追加し、予算の総額を9億422万9,000円といたしております。歳入において、国庫支出金の療養給付費等負担金を変更申請により314万2,000円を減額し、共同事業交付金の高額医療費共同事業医療費交付金につきましては、交付決定により1,200万円を減額、これら特定財源の減額を補填するため一般会計繰入金799万5,000円及び前年度繰越金1,869万円を追加しております。

歳出におきましては、一般被保険者高額療養費の不用額344万9,000円の減額と、今後の財政運営に備え保険給付費支払準備基金積立金に1,500万円を追加計上いたしましたものでございます。

続きまして、議案第10号をお願いいたします。平成24年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ7,296万7,000円の減額で、補正後の予算規模は、7億5,949万8,000円といたしております。

補正の主な内容は、簡易水道統合整備事業において進めております、西部及び南部簡易水道事業における西部注連指系水源地改良工事を平成25年度施工といたしたこと及び各種工事の入札差金による減額が主たる要因でございます。

なお、4ページ、第2表をごらんいただきたいと思っております。4ページ「第2表 地方債補正」でございますが、御説明申し上げましたとおり、簡易水道統合整備事業に変更が生じたことから、簡易水道事業債及び辺地対策事業債の借入限度額の変更を行っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。また、歳入におきましては、事業費に合わせ国庫補助金、一般会計並びに基金からの繰入金、地方債をそれぞれ減額し、財源内訳を変更いたしております。

続きまして、議案第11号、平成24年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ116万5,000円を追加し、補正後の予算総額を7億7,593万6,000円と定めるものでございます。

その内容につきましては、歳出の3款、基金積立金におきまして、三重県から財政安定化基金として、403万円が交付されますことから、その金額全てを介護給付費準備基金として積み立てるものと、4款におけます地域支援事業費において、育児休暇職員1名の人件費336万5,000円の減額が主なものでございます。

引き続きまして、条例関係に移らせていただきます。

議案第12号、度会町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、平成24年9月5日に地方自治法の一部改正する法律が公布され、議会の公聴会に参加した者及び参考人が実費弁償の対象に加えられたことなどから、関連する条例の整備を図るものでございます。

次に、議案第13号、度会町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてでございますが、現行規定で引用する暴力団に対する不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関連する条例の整備を図るものでございます。

続きまして、議案第14号、宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、第6次度会町総合計画に基づいて事務事業を見直し、行政運営の効率化を図るべく、遊水プールのきめ細やかな管理、運営及びサービスの向上を目指し、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるよう規定を設けるものでございます。

次に、議案第15号、度会町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、少子化社会に対応し、子供を安心して生み、育てやすい環境づくりの一環として、子育て家庭の経済的負担の更なる軽減を図るべく、福祉医療費の助成の対象者である子供について、その対象年齢を15歳まで拡充しようとするものでございます。

続きます。議案第16号、度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、介護保険法の一部改正及び厚生労働省令において地域密着型サービスに新たなサービスとその基準が加えられたことに伴い、関連する当該条例においてもサービス及びその基準を加え、さらに当町指定地域密着型サービスの提供に関する手続等におきまして、事業者が利用者から文書にて同意を得るよう義務付けたいため、これらの規定を定めるものでございます。

次に、議案第17号から議案第21号までの5議案についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法に基づくものでございます。

まず、議案第17号でございますが、度会町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例につきましては、第1次地域主権一括法では道路法の一部が改正され、制令に定める基準を参酌し、特定項目に係る構造基準を除く市町村道の構造基準を条例で定めること、及び市町村が管理する道路に係る道路標識の寸法及び文字の大きさについて、内閣府令及び国土交通省令の定めるところを参酌し条例で定めることとされました。

また、第2次地域主権一括法の制定においては、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正がなされ、特定道路の構造に関する基準において、主務省令で定める基準を参酌し条例で定めることとされました。

以上の経過を踏まえ、これらの基準及び規定を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第18号、度会町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例についてでございます。

これにつきましても、第1次地域主権一括法の制定により、河川法の一部が改正され、準用河川における河川管理施設等の構造基準について、制令で定める基準を参酌し、条例で定めることとされたため、新たに条例を制定し基準を定めるものでございます。

続きます。議案第19号、度会町町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございますが、第1次地域主権一括法の制定により、公営住宅法等が改正され、公営住宅の入居者資格について、地域の実情に応じて条例で定めることとされましたことから、この基準を定めるものでございます。

次に、議案第20号、度会町営住宅等の整備基準を定める条例についてですが、これも第1次地域主権一括法の制定により、公営住宅法の一部が改正され、公営住宅等の整備基準について、省令で定める基準を参酌し、条例で定めることとされたことから、この新しい条例を制定し基準を定めるものでございます。

続きまして、議案第21号、度会町水道法施行条例についてでございます。

これに関しましても、地域主権一括法の制定により、水道法の一部が改正されたことに伴い、当町が水道事業者として行う布設工事の監督を行うことができる者の資格及び水道の管理について技術上の業務を行うことができる者の資格について、制令で定める資格を参酌し、条例で定めることとされたことから、これらの資格等を定めるものでございます。

続きまして、議案第22号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてでございますが、度会町田間・当津・茶屋広辺地における公共的施設の整備として、田間地内において町道川南線整備事業を推進するため、財政上の特別措置である辺地対策事業債を受けるべく、町議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、これらを総務大臣に提出するため、この議案を提出するものでございます。

次に、議案第23号、三重州市町総合事務組合同規約の変更に関する協議についてでございますが、平成25年4月1日から三重州市町総合事務組合同規約第3条第1項第4号に定める組合の共同処理する事務に伊賀市を加えること、また規約の字句の一部を整理するため、組合同規約の変更に関する協議を関係地方公共団体と行うことについて、地方自治法290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第24号、わたらい老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及びわたらい老人福祉施設組合同規約の変更に関する協議についてでございますが、平成25年4月1日から、わたらい老人福祉施設組合の高砂寮及びわたらい緑清苑におきまして、指定居宅介護支援事業所を開設すること、加えて、規約の字句の一部を整理するため、わたらい老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の変更に関する協議を関係地方公共団体と行うことについて、地方自治法290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第25号、度会町広域連合の処理する事務の変更及び度会広域連合規約の変更に関する協議についてでございますが、平成24年7月9日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、従前の外国人登録制度が廃止され、外国人住民が同法の適用対象となったことから、関連する規約の整備を行い、また平成25年4月1日から自立支援医療の支給認定及び自立支援医療費の支給について、市町村へ権限委譲されることから、広域的に対応するため、度会広域連合の処理する事務に育成医療給付の審査に関することを加え、関連する規約の整備を行うに当たり、処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議を関係地方公共団体と行うことについて、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第26号、宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の指定管理者の指定につ

き同意を求めることについてでございますが、度会町の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号の規定に基づいて選定した当団体を、宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の指定管理者として指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第27号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、現在の委員である西田久典氏の任期が本年6月30日をもって満了いたしますことから、新しく北村孝子氏を委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第28号、度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現在の委員である山根久男氏から辞職願が提出され、教育委員会が辞職同意をいたしましたので、新しく田邊鈴子氏を度会町教育委員会委員に選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、専決処分の報告につきましては、西部簡易水道統合整備事業注連指系統導水管布設替工事に係る専決処分事項指定をいただいております、割合の範囲内における工事請負変更契約を、平成25年2月8日付専決第1号として行いましたので、この専決処分につきまして、地方自治法第180条第2項の規定により御報告させていただきます。

以上をもちまして、提出議案及び報告の概要説明とさせていただきます。

なお、予算案、条例案等の詳細につきましては、追って開催されます各委員会におきまして、それぞれ担当課から御説明を申し上げますので、何とぞよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

**○議長（中村 忠彦）** 以上で、提案理由の説明は、終わりました。

暫時、休憩をいたします。

(11時01分休憩)

(11時13分再開)

**○議長（中村 忠彦）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎質疑（議案第1号～議案第28号）

日程第6 これより議案に対する質疑を行います。

議案第1号 平成25年度 度会町一般会計予算に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

登喜三雄議員。

**○3番（登 喜三雄）** それでは、議案第1号に対しまして、1点だけ御質問をさせていただきます。

当初予算の編成、大変御苦労さんでございました。町長さんをはじめ、各幹部職員の皆さん方、御苦労をかけたことと思います。国・県の動向がなかなか定まらない中での編成だったと思います。大変御苦労さまでございました。それで質問させていただきます。

まず、重立った担当課長さん等にお尋ねをさせていただきたいと思っておりますけれども、お名前は総務課長さん、それから総務課防災担当課長さん、政策調整室長さん、福祉保健課長さん、産業振興課長さん、建設課長さん、教育委員会事務局長さんにお答えをさせていただきたいと思っております。

町長提案、また副町長の説明も詳しくいただきました。御提案をいただきました。今回提案されました予算につきまして、先ほど申し上げましたように国県の動向等を見定めながら、御苦労をされたことと思いますが、もう一つは度会町の総合計画、第6次総合計画基本計画におきましても、ちょうど基本計画が3年目を迎えようとしております。私も数えてみました。施策の項目といたしまして、160項目が体系づけられております。先ほどお願いいたしました担当部局におきましては、この平成25年度の当初予算がこの160項目のいずれの施策に体系づけられておりますのか、最も重点を置かれたものの中から具体的に一つ、または一つ以上についてお示しをさせていただきたいと思っております。

私も160項目が全て5年間で達成されるものとは思っておりません。しかし、やはり度会町のまちづくりの指針として、町長提案にも言っていたとおおり、この総合計画を大切にしながら予算編成がなされたものと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（中村 忠彦）** 八木総務課長。

**○総務課長（八木 一夫）** それでは、ただいまの登議員からの議案の質疑について御回答をさせていただきます。

まず、予算編成方針ということで、総括的なお話から入らせていただきたいと思います。

登議員も御質問されましたとおり、平成25年度の予算編成に当たりましては、さる11月30日付で町長より度会町の平成25年度予算編成方針を發しまして、その中には構成としましては、議員御指摘のとおり日本経済なり、国の動向から入りまして、地方財政を取り巻く状況、それと度会町の財政の状況として収入の現状、歳出の現状見通し、それから基金の状況という3点をとり上げ、その後、構成的には予算編成の基本方針を打ち出しております。予算編成の基本方針におきましては、当然、議員御指摘のとおり第6次度会町総合計画に掲げるふるさとを生かし、清流と緑と

笑顔のかがやく度会町と、その実現に向けて取り組むということで、総合計画につきましては、御案内のとおり三つの基本理念、それから七つの基本目標、それからその七つの基本目標に則して35の施策、その施策に基づきまして160項目という項目が構成されておるところでございます。

その中で、先ほど申しました平成25年度の予算編成方針におきましては、35の施策の中で27の施策を検討、指示をいたしまして、その方向性の中で予算を編成し、経過の報告としましては1月11日の提出の後、副町長の査定、その後、総括的には町長の査定という段階を踏んで、今回の予算を編成してまいりました。

そこで、ただいま幾つかの課長への総合計画と連動したところの今回の予算の概要ということでの説明の求めでございますけれども、町長、副町長の提案説明にもございましたとおり、この後、予算案が委員会に付託をされました後におきまして、各課長において総合計画との関連を詳細に説明させていただくという形をとらせていただければと思いますので、ただいま私のほうからは総合計画と関連した予算編成方針の総括を述べさせていただいて、御解答とさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

○議長（中村 忠彦） 常任委員会で説明をするという答弁でよろしいですか。

○総務課長（八木 一夫） そのようにお願いをいたしたいと思っております。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） 私が質疑をさせていただきたいのは、今、認識をしていただきました160の、それぞれ具体的な施策の体系につきまして、それぞれお願いいたしました担当課長さん等に一つ、または一つ以上、その重立ったものをお示しいただきたいというお願いでございます。

○議長（中村 忠彦） それでは、もう一回、八木総務課長。

○総務課長（八木 一夫） それでは、登議員の質疑に対しまして、総務課としての施策ということで、御説明をさせていただきます。

総務課といたしましては、全体の把握、管理的な役割、それから施策の体系の中の総合計画を構成する施策、先ほど言いました35の施策、160項目あるんですけども、それとは別枠の中で行政経営指針、自立するまちに携わる行政指針の部分がございまして。その部分で行政改革のプランというような形での振興も含めて、かかわっておるものと思っております。

個別、具体的に一つ、二つという形で上げさせていただくとしますならば、自主運行バス、総務課で携わっておる事業としては、自主運行バス、これは目標7の中の住みやすく、離れたくないまちづくりの中の公共施設、公共交通の確保ということで取り組むものでございまして、中川線の自主運行、それから川口・棚橋間の町営バス等が含まれます。



それから、もう一点、予算としては小さいですけども、選挙費におきまして、7月の参議院選挙におきまして賃金15万円というのが予算書に計上しております。これにつきましては、新たな取り組みとして、住民の皆様との協働ということで選挙管理委員会においてもですけど、できれば高校生ないし大学生等に選挙の簡易な事務に参画をしていただいて、今後の若者の政治への関心を高めるというふうな取り組みと事務効率の軽減、それも含め住民参加のまちづくりということで取り組んでいきたいと、これは総合計画でいきますと目標3の中にあるみんなが話し合える心豊かなまち、また指針の中では自立し継続するまちの中の住民参加のまちづくり、それから行政の効率化にもつながると。予算額としては、小そうございますけども、2点ほど、総務課としましては、そのような取り組みの事例ということで御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 続きまして、中川防災担当課長。

○総務課防災担当課長（中川美知彦） それでは、消防・防災について、この総合計画の中には、この体系の中に消防・防災体制の充実という項目があります。平成25年度の予算といたしまして、まず地域防災計画が、平成19年の3月に制定しているんですが、これをまた、県のほうが平成25年8月に改定するのに伴いまして、その県のデータとか、それらを取り入れまして、この1年間をかけまして全面改定するよう、委託料を計上しております。

また、消防用備蓄品、予定としてアルファ米の購入等をする予定なんですが、それを計上しております。

また、自主防災組織の拡充ということで、各地区へ行きまして拡充を予定しております。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 西岡政策調整室長。

○政策調整室長（西岡 一義） では、政策調整室のほうから登議員の質問にお答えをさせていただきます。

町長の説明にもありましたように企画費の中で、道の駅構想策定支援業務を提案をさせていただきます。道の駅に合わせまして、地域振興施設も建設をしていきたいということでの構想業務でございます。道の駅と地域振興施設をあわせますと、道路利用者の改善が図られ、利用者と地域の出会いの場、地域の人々が生きがいを感じる場、勇気づけられる場になっていくと思います。

総合計画におきましては、目標5の1の地場産業の振興、それから目標6の2、地域間国際交流の推進、それから目標7、道路整備網の整備の中にあります三つ目の安全で快適な道路空間の形成になると考えております。それらをあわせて総合計

画の基本理念の一つであります、新たな地域活力の輝きが持続するまちづくりにつながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 坂本福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂本 裕） 登議員さんの質問にお答えをいたします。

福祉課といたしましては、基本的には国の補助金とある事業を行っております。その中で、何を重点的に行っているかといいますが、全てに重点は置いとるわけですが、障がい者の関係で、2の2、障がい者福祉の充実ということで在宅の方の入浴訪問事業とか、そういうのを来年度は予定しております。

あと、保育所の児童につきまして、子育て支援の充実ということで、保育所の加配につきまして、2名ほど増加をさせていただいております。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下 和行） 産業振興課の目標6の人・物・情報が連携し、発信できるまちということで、町長の提案説明にありましたように、玉城町、度会町とともに取り組むサニー道路を活用した誘客促進事業、これ南部地域活性化推進事業で予算計上しております。

また、いらっ茶いわたらい、それからFMラジオ、それから三重テレビ等の事業につきましては、緊急雇用制度を活用し、度会町を発信していきたいと考えております。

それから、目標7住みやすく離れたくないまちづくりということで、公園の充実がございます。この中で、遊水プール鏡、これを指定管理者制度に基づきまして管理委託しましてサービスの向上、それから安全面の向上を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 北村建設課長。

○建設課長（北村 晴紀） 登議員さんの御質問にお答えいたします。

建設課といたしまして、町道整備が主なものでございまして、まず生活道路の整備というところに主眼を置きまして、安心安全な道路づくりということで地域の各地区の要望に応じていきたいと思っております。

また、広域基幹道路の整備促進ということで、県道改良歩道等整備促進を県へ働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 中西教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中西 力） 登議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

たいと思います。

教育委員会事務局では、平成25年度の当初予算に向けては特別支援教育の推進ということで、特別支援コーディネーターや支援員の配置を進めて、家庭や関係各機関との連携のもと、障がいのある子供の一人一人に応じた指導の充実に努めたいと考えております。

あと、心のケアの充実といたしましては、スクールカウンセラーの配置を進めた上で、学校と家庭、関係機関等の連携を図りながら、子供の心の悩みに対する継続的なフォロー体制の充実に努めてまいりたいと思います。

また、度会町教育支援センターの充実に図りながら、不登校の子供に対する支援に努めてまいりたいと思います。

あと、教育環境の整備としましては、児童生徒の将来動向を踏まえた上で、計画的な施設整備と教育機器の充実に図ってまいりたいと思います。

また、学校図書の充実に図り、子供たちが読書を楽しめる環境づくりに推進していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

私がお願いしておきたいのは、絶えずこの160項目の施策の体系、さらには具体的に施策の内容として数えてみますと、これは数百の数になろうかと思えます。それぞれ予算編成をされるときには、この基本計画の項目、施策の体系を絶えず意識をしながら、理論づけながら予算編成に臨まれることを希望いたしまして、質問を終わります。

○議長（中村 忠彦） ほかに質疑ございませんか。

芝山議員。

○8番（芝山 延男） 教育費のほうで、78ページの9款の施設の14、使用料及び借地料で、賃借料、昨年もちよっと質疑させていただいたんですけども、パソコンの借上料、小学校費で669万6,000円、これは中学校も同じなんですけども、恒久的にこれからずっとこの借上料として更新していくのか。パソコンの借上料とリース料もどのような違いがあって、借上料と書いてあるのか。

それと、恒久的に継続していくんなら、今、指名して入札をずっとしていくのか、一般公募で入札していくのか、これ学校費として、教育費としては小中学校合わせて1,500万円以上の毎年毎年の出費がかさんでくるわけですから、それはどういうふうに教育長考えておられるのか、ちよっと答弁お願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長。

○教育委員会教育長（藤田 心作） ただいまの芝山議員さんの御質問でございます。

小学校費、中学校費におけるパソコンの借上料の御質問かと思えます。このパソコンの借上料につきましては、一応5年間のリース契約をいたしておりまして、5年ごとに更新をかけていくというものでございます。ですから、5年間はほぼ固定した値段で推移いたしますが、見直しの時期になると、また今後5年間の新しいリース料が確定してくるというようなものでございます。ちなみに、平成25年度においては、小学校の方のパソコンを入れ替え、更新をかける予定といたしております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） 今年で小学校で新たに何台かを更新していくということから、これはずっと先ほども申しましたように、10年、20年先までこういう出費がかさむ、教育費として計上されていくことですか。それともどこかで一回見直しをするというか、メーカー直で入札に参加さすとか、そういうことを考えておられませんか。どうですか。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長。

○教育委員会教育長（藤田 心作） ただいまの御質問で、最初の御質問に答弁漏れておりまして大変申しわけございませんでした。

今後の動向というんですか、考え方でございますけども、今後も私どもといたしましては、継続的にずっと続けていきたいと、このように考えております。また、パソコンの導入につきましては、ハードにおける備品、パソコン本体の導入だけではなく、それに伴いますソフト環境、プログラム等が必要になってまいります。また、日常の設備の維持管理等の点検も必要になってまいります。こういうことから入札におきまして、従来どおり指名競争入札におきまして、地域の事業者から導入を図っていきたいと、このように考えております。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） 地域から指名競争入札へということで、今、答弁いただいたんですけども、果たして、度会町に何件、何者こういうものに対応できる業者が今現在、見えますか。答弁お願いします。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長。

○教育委員会教育長（藤田 心作） お答えいたします。

度会町内には1事業者もございません。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） くどいようですけども、先ほど地域からということで答弁されたんですけど、地域と限定するには町内かなと私は直感的に思ったんですけど、その地域というのは県内か、どういう範囲を地域と思って答弁されましたか。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長。

○**教育委員会教育長（藤田 心作）** 私が念頭に置いておりますのは、あくまでも三重県内、もしくは南勢志摩地域を重点的に考えております。

○**議長（中村 忠彦）** 芝山議員。

○**8番（芝山 延男）** まだ、同じ学校の問題なんですけども。

9 款の14、施設の14、設備購入費で、これ真空冷却器購入と577万5,000円と、これ教育で真空冷却というのはどういうふうに使われて、これは金額的にも大分大きいもんで、真空冷却というのは理科で使うんか、何で使うんか、これの購入の目的をちょっと、答弁お願いします。

○**議長（中村 忠彦）** 藤田教育長。

○**教育委員会教育長（藤田 心作）** ただいま芝山議員さんから質問がございました、真空冷却器購入費577万5,000円のことかと思えます。これは、学校給食施設費に計上いたしておりまして、給食センターの給食材料、主に野菜、果物類の洗浄したものを急速冷凍して安全を図りたいと、こういうものでございまして、現在のものがもうかなり老朽化いたしておりまして、故障した場合も代替部品がもう手に入らないというような状況でございます。今年度、改めて新しい冷却器を購入いたしたいということで、予算計上をさせていただいております。

○**議長（中村 忠彦）** 芝山議員。

○**8番（芝山 延男）** 野菜を保存するということで、真空というところに、ちょっと私もそこまで必要なのかなという思いがするんですけども、その真空冷却の容積というか、町内の小学校、中学校の給食の食材を真空して保存しとくということが、それは、その使用方法です。ちょっともう一度、詳しく説明をお願いします。

○**議長（中村 忠彦）** 藤田教育長。

○**教育委員会教育長（藤田 心作）** ただいま御説明申し上げましたように、給食センターにおきまして、給食として調理する材料、野菜等を冷蔵庫等で冷却をいたしますと、かなり温度を低下させるまでに時間がかかります。一気に急速に冷却をして雑菌の繁殖を防ぐということから、真空冷却、こういうものを購入いたしておりまして、給食センターに設置するものでございます。

○**議長（中村 忠彦）** 芝山議員。

○**8番（芝山 延男）** 容積というのは、先ほどもちょっとお尋ねしたいんですけども、とりあえず何坪というか、容積としてはどれぐらいの大きさのものを検討されているんですか。

○**議長（中村 忠彦）** 藤田教育長。

○**教育委員会教育長（藤田 心作）** 申しわけございません。現在、手持ちに資料を持ってございませんので、後ほどまた改めて、御説明申し上げたいと思います。

○**議長（中村 忠彦）** よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第2号 平成25年度度会町国民健康保険特別会計予算、議案第3号 平成25年度度会町簡易水道事業特別会計予算、議案第4号 平成25年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

議案第2号、議案第3号及び議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第5号 平成25年度度会町介護保険特別会計予算、議案第6号 平成25年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算、議案第7号 平成25年度度会町後期高齢者医療特別会計予算の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

議案第5号、議案第6号及び議案第7号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第8号 平成24年度度会町一般会計補正予算(第5号)に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

議案第8号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第9号 平成24年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第10号 平成24年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第11号 平成24年度度会町介護保険特別会計補正予算(第3号)の、3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

議案第9号、議案第10号及び議案第11号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第12号 度会町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号 度会町暴力団排除条例の一部を改正する条例につい

て、議案第14号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

議案第12号、議案第13号及び議案第14号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第15号 度会町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第16号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例についての2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

議案第15号及び議案第16号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第17号 度会町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例について、議案第18号 度会町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例についての2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

登議員。

○3番(登 喜三雄) この2議案につきましては、いわゆる一括法、地域主権一括法によりまして、権限が町に委譲されてくる。いわゆる政省令等で定められていた基準が町条例に定めるように委譲がされてきたということだと思えます。

それで、少し私も勉強をさせていただきました。国が示しました今回の委譲に対する基準の意味でございます。この一括法がいう基準の意味でございますけれども、三つございまして、従うべき基準、それから標準、それから参酌すべき基準と、この三つの基準がございます。

いずれも町の提案説明を見せていただきますと、参酌基準に基づきまして、条例が提案されております。参酌すべき基準については参酌上であれば、地域の実情に応じた基準を定めることが可能とされている。参酌とは参考にするという意味でもあるというような解説がされております。今回の町条例の提案におきまして、何かを参酌されたのか、否かについてお伺いをいたします。

○議長(中村 忠彦) 北村建設課長。

○建設課長(北村 晴紀) ただいまの登議員さんの御質問にお答えいたします。

議案17号に、度会町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例につきましては、三つの基準を定めておりまして、条例には原則的な事項を記載し、基準の詳細

細内容が規則で定めることとしておりまして、その中の町道の構造の技術的基準につきましても、道路構造令を参酌いたしまして、対応可能な規定を準用することと規則の方でさせていただいております。

町道に設ける道路標識の寸法につきましても、道路標識区画線及び道路標示に関する命令を参酌いたしまして、図示の標識を現状設置される標識の寸法とし、独自基準といたしまして、道路の形状や沿道の土地利用の計上に、状況に応じまして、図示の寸法の3分の2という基準を設けさせていただいております。

三つ目の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を参酌いたしまして、その基準の省令を踏襲しております。三つ目の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準につきましても、こちらを踏襲させていただきました。

次に、議案18号につきましても、こちらにつきましても、河川管理施設等を構造令の規定を準用し、耕作物としてダムを除き、そちらの構造令の規定を準用いたしました。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

先ほど規則に委任するというような条例を提案されたということなんですけれども、できましたら常任委員会で、私は所属していないんですけれども、常任委員会で規則案等につきましても御説明をいただけたらありがたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第17号及び議案第18号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第19号 度会町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、議案第20号 度会町営住宅等の整備基準を定める条例について、議案第21号 度会町水道法施行条例についての3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

登議員。

○3番（登 喜三雄） この3議案につきましても、先ほどの17号、18号と同様でございます。

いわゆる一括法によりまして、参酌基準によりまして条例化に移行していく提案をされたということでございます。何かを参酌したのかどうか、そのような条例になっているのかどうかをお伺いをいたしたいと思います。

それから、少し的が外れるかもわかりませんが、この地域一括、主権一括



法によりますと、他にも社会教育法、それから図書館法、さらには廃棄物の処理及び清掃に関する法律についても条例化が、

○議長（中村 忠彦） 登議員に申し上げます。ただいまの発言は質疑の範囲を超えておりますので、注意をいたします。

○3番（登 喜三雄） これらにつきましては、また委員会等で御質問をさせていただきたいと思っております。

今回、提案されていなかったものですから疑問を感じましたので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、議長の指導に基づきまして、参酌基準に基づいて、どのような参酌がなされた条例となっているのか否かにつきましてのみ御質問をさせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 北村建設課長。

○建設課長（北村 晴紀） ただいまの登議員さんの御質問にお答えいたします。

議案19号につきましては、公営住宅法施行令で定めております金額を参酌いたしまして、当町に見合う収入基準、入居者資格につきまして収入基準を改正したものでございます。

議案20号につきまして、こちらにつきましては、公営住宅等整備基準の省令を参酌して定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 長谷川生活環境課長。

○生活環境課長（長谷川晃一） ただいまの登議員さんの質疑に対しまして、お答えさせていただきます。

議案第21号でございます。度会町水道法施行条例につきましては、布設工事監督者また水道技術管理者の資格を水道法施行令を参酌しながら制定、整備したものでございますが、これにつきましては、ちょっと施行令に対しまして第3条及び第4条の最終号、資格要件の最終号に町長、水道事業管理者の権限を有する町長が特別な理由により知識、技能を有すると認めたものを追加しております。これにつきましては、当町の実情に合わせ参酌基準によりまして、追加させていただいております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、この一括法によりまして権限が委譲されてまいります。どうか、町の幹部の皆さん方、自立するということでいろいろと勉強をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（中村 忠彦） ほかに、質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

議案第19号、議案第20号及び議案第21号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第22号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第23号 三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について、議案第24号 わたらい老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及びわたらい老人福祉施設組合の規約の変更に関する協議についての3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

議案第22号、議案第23号及び議案第24号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第25号 度会広域連合の共同処理する事務の変更及び度会広域連合理約の変更に関する協議について、議案第26号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の指定管理者の指定につき同意を求めることについての2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

議案第25号及び議案第26号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第27号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議案第28号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての2議案は人事案件でございますので、質疑を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

### ◎常任委員会付託(議案第1号～議案第26号)

日程第7 ただいま議題となっております、議案第1号から議案第26号については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

### ◎採決(議案第27号、議案第28号)

日程第8 お諮りをいたします。

議案第27号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本議案は、人事案件でございますので、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、御異議

ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、採決いたします。

議案第27号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに対し、原案に同意する方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって、議案第27号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案に同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第28号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、本議案につきましても、人事案件でございますので、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、採決いたします。

議案第28号 度会町教育委員会委員の推薦につき同意を求めることについてに対し、原案に同意する方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって、議案第28号 度会町教育委員会委員の推薦につき同意を求めることについては、原案に同意することに決定いたしました。

## ◎閉議の宣言

本日は、これにて散会いたします。

(11時58分)